

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

ページ
一

号外(四) 平成十九年十月十二日

訓令 甲

岐阜県教育委員会訓令甲第五号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十二日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程(昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第三号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 事務担当者に直接持参された文書は、直ちに文書取扱責任者に回付しなければならない。ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認められたものについては、事務担当者が第一項の規定の例により收受することができる。

第三十一条第一項第二号中「ファイル印」の下に「別記第四号様式」を、「右下部余白に收受印」の下に「別記第五号様式」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要するもの又は文書取扱責任者があらかじめ認められたものについては、事務担当者が第一項の規定の例により收受することができる。

附則

この訓令は、平成十九年十月十二日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成十九年十月十二日

平成十九年十月十二日印刷
平成十九年十月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社